

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託

提案書作成要領

この要領は、「クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託」に係る提案書等の記載方法等について、必要な事項を定めるものとする。

1 提案書の規格等

- (1) 提案書は、1 者 1 提案とし、日本語で簡潔明瞭に知識がないものにもわかりやすい表現で記載すること。なお、専門用語、略語等を使用する場合は、提案書の末尾に用語の意味を簡潔にまとめた用語集を掲載すること。
- (2) 提案書は、10.5 ポイント以上の文字で記載する（図面等は除く）ことを基本とし、用紙サイズは A 4 版縦、横書き、両面印刷、左綴じかつ 2 穴綴じ穴付きで製本すること。ただし、図面等でやむを得ない場合に限り A 3 版用紙を使用してもよいが、提出時は折り込み、A 4 版に統一して提出すること。

2 提案書等の構成及び提出部数等

- (1) 作成する提案書等は、次のとおりとする。
 - ア) 提案書表紙（様式 1）
 - イ) 機能要件一覧（様式 2）
 - ウ) 提案書（様式任意）
- (2) 機能要件一覧（様式 2）
 - ア) 県の要求する業務や機能要件への対応の可否を確認するものであり、提案書に関連項目を記載している場合には提案書の記載箇所（ページ、項目番号等）を記載すること。
 - イ) 機能要件は、システム要件と業務機能要件の 2 項目を設定しており、全ての機能について必須要件としているため、「×」の記載が一つでもある場合、落札者決定基準「4 失格判断基準」により失格となる点に留意すること。
 - ウ) 「○」と記載しておきながら、対応方法について記載がない場合には、落札者決定基準「4 失格判断基準」により失格となるので十分注意すること。
 - エ) 機能要件一覧に記載されていない機能等を提案する場合、「その他の新たな技術提案」欄に簡潔に記載するとともに提案書に記載すること。
 - オ) 提案書提出後に実施するプレゼンテーションにおいて確認することとし、県が求める機能要件を満たしていないと総合評価審査委員が判断した場合は、「○」から「×」へ修正したものとして評価する。

(3) 提案書の構成

- ア) 提案書は、「提案書記載項目一覧（別紙１）」に基づき、各項目の順序に沿って記載することとし、調達仕様書にある各要件の充足とその実現根拠について過不足なく明記すること。なお、調達仕様書の要求項目のうち実施しない項目、あるいはできないものとする項目がある場合、落札者決定基準「４ 失格判断基準」により失格となるので注意すること。
- イ) 提案書は 30 ページ以内とし、別途、提案書の概要をまとめた 3 ページ以内のサマ리를添付すること。なお、表紙、添付様式、サマ里、稼働実績を記載するページは、提案書のページ数に含めない。
- ウ) 提案書及びサマ里的各ページにはページ番号を付すること。ただし、両面印刷のため見開きページで見やすくする目的での空白ページの挿入を認め、この場合はページ中央に「空白」と明示し、ページ番号は連番で付することとし、総合頁数からは除外できるものとするが、最終ページのページ番号上に「空白除外ページ数××ページ」と挿入ページ数の合計を明記すること。なお、A 3 横の用紙の仕様は全体の一割程度以内とし、2 ページに換算する。

(4) 提出部数

4 部（正本 1 部、副本 3 部）

正本は、提案書表紙、提案書、提案見積書及び機能要件一覧とし、副本については提案書、提案見積書及び機能要件一覧とする。なお、副本には社名及び製品名並びにそれらが類推できるロゴ、個人名等を記載しないこと。

(5) 電子データの提出

提案書の電子データを CD-R もしくは DVD-R で 1 部提出すること。ファイル形式は、Office2016 形式のワード、エクセル、パワーポイント又は PDF のいずれかとする。

(6) 提出方法

入札説明書のとおり。

(7) 提出書類（電子データ含む）

提出後の提案書（電子データを含む）は、返還、引き換え（部分的な差し替え含む）、変更又は取り消しすることはできない。

提出された提案書（電子データを含む）等は、返却しない。

提案書（電子データを含む）は、提案内容の評価または落札者決定以外の目的では使用しない。

(8) 費用負担

提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。